

太枠内のみご記入ください

「周知の埋蔵文化財包蔵地」への該当の有無について（照会）

令和 年 月 日
逗子市教育委員会教育部 社会教育課長

(照会者) 住 所 _____

氏 名 _____

Tel/Fax _____

次の土地につき、神奈川県埋蔵文化財包蔵地台帳登載の「周知の埋蔵文化財包蔵地」への該当の有無について照会します。

1. 所在地（地番または住居表示）

逗子市 _____ 丁目 _____

2. 計画内容 個人住宅建設 集合住宅建設 店舗建設 宅地造成
その他（ _____ ）

地図貼付欄（空欄のままです）

【事業段階】土地調査 設計 確認申請 開発事前相談 環境条例手続 その他（ _____ ）

「周知の埋蔵文化財包蔵地」への該当の有無について（回答）

ご照会いただいた左記の地点は「周知の埋蔵文化財包蔵地」に**該当します**ので、工事等に際しては文化財保護法第9条第3項の規定により、**工事着手の60日前までに文化庁長官（神奈川県教育委員会教育長）への届出が必要になります。**

この土地で工事等を計画される場合は、上記届出に先立ち**市教育委員会に試掘確認調査の実施をご依頼下さい。**試掘確認調査は、土地の一部を発掘し遺跡の種類・広がり・深さ等について具体的なデータを得るために行うものです。

試掘確認調査の結果、埋蔵文化財が確認され、なおかつ工事によって影響を受ける部分が認められる場合、その範囲について**工事の事前に発掘調査（記録保存）等の措置を講じていただく**ことになります。

なお、試掘確認調査を含めて埋蔵文化財保護に関する諸手続きは相当の期間を要しますので、可能な限り早めにご手続きをお進めください。

ご照会いただいた左記の地点は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」には**該当しておりません。**

したがって、工事等の実施に際して、事前の届出等は必要ありません。

なお、工事等の過程で新たに遺跡が発見された場合は、文化財保護法第9条第6項の規定により、その現状を変更することなく、すみやかに文化庁長官（神奈川県教育委員会教育長）へ届け出なければなりません。これに対して、工事等の停止、中止又は禁止を命じることがあります。

このような不時発見による工事の停滞を未然に防ぐため、包蔵地外であっても、ご依頼により、逗子市教育委員会が試掘確認調査を実施いたしますので、ご相談ください。

※届出及び試掘確認調査依頼文書の様式は逗子市ホームページからもダウンロードできます。
【逗子市ホームページ → 教育委員会 → 社会教育課 → 「文化財関係の申請書等のダウンロード」
これと併せて同ページ「埋蔵文化財」にて「手続きのてびき」もご参照ください。
<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shiminkatsudo/bunkazai/1004546/1009107.html>

該当する包蔵地名

_____ (逗子市No. _____)

逗子市教育委員会教育部
社 会 教 育 課